

### 東京医療保健大学学生の海外旅行に関する内規

- 1 学生の海外旅行とは、学生が個人的な事情で海外に渡航することをいう。
- 2 学生が、海外旅行を予定する場合には、概ね2週間前までに、学生支援センターに「海外旅行届」(別紙様式、保証人が押印)を提出することとする。
- 3 海外旅行先が渡航禁止区域である場合等には、海外旅行を認めないことがあることとする。
- 4 「海外旅行届」を提出した後、変更が生じた場合には速やかに変更の届出を行うこととする。
- 5 海外旅行に伴って授業出席等が困難となる場合には、予め、教務部又は事務部と相談することとする。